

○九重町生活環境保全及び開発に関する条例施行規則

平成2年9月1日
九重町規則第10号

九重町生活環境保全及び開発に関する条例施行規則(昭和63年九重町規則第5号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、九重町生活環境の保全及び開発に関する条例(昭和63年九重町条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 条例中における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 良好な環境 町民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる自然環境及び生活環境をいう。
- (2) 事業者 一定の目的と計画に基づいて経営する経済的活動をする者をいう。
- (3) 公害 事業活動その他の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、震動、地盤の沈下、土砂流失及び悪臭等によって、人の健康又は生活環境にかかる被害が生ずることをいう。
- (4) 開発行為 宅地の造成、開墾、用途の変更、土砂の採集、鉱物の採集及び切土、盛土、掘除、物件の集積等によって、土地の形状を変更する行為並びに工場、事業所及び事業用施設(太陽光発電設備については、土地に自立して設置するものに限る。)を設置する行為をいう。
- (5) 開発区域 開発行為又は建築物の建築を行う土地の区域をいう。
- (6) 大規模開発等 おおむね100,000平方メートル以上の一定の目的をもって行う土地の形状を変更及びこれらに類すると見なし得ることをいう。

(開発行為の計画の基準)

第3条 事業者は、開発行為に関する計画を策定しようとするときは、次に定める基準に適合しなければならないものとする。

- (1) 開発区域及びその周辺の道路、広場その他の公共、公益施設に支障のないようにするものとする。
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく農用地区域外であるものとする。
- (3) 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく適用除外地であるものとする。
- (4) 自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づく特別地域は原則として認めないものとする。

- (5) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び大分県文化財保護条例(昭和30年県条例第12号)に基づく文化財等の指定地域は原則として認めないものとする。

(開発行為の適用範囲と届出)

第4条 条例第5条第2項による届出の適用範囲は、次に掲げる開発行為をいう。

- (1) 土地の形状を変更する開発行為で、面積が2,000平方メートル以上のもの
 - (2) 工場、事業所及び事業用施設を設置する場合は、その敷地面積が2,000平方メートル以上のもの
 - (3) 前2号の基準面積以下のものであって、開発行為を行うことにより周囲に及ぼす影響が大きく、町長が必要と認めたもの
- 2 事業者は前各号の一に該当する場合には速やかに開発行為届出書(別記様式)を町長に提出しなければならない。
- 3 開発行為で用地買収を伴う事業を実施しようとする事業者は、その用地買収前に、当該事業を計画することについて、あらかじめ土地利用計画書(別記様式)を提出しなければならない。

(適用の除外)

第5条 この規則は、次の各号の一に該当する開発行為については、適用しないものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が行う土地利用事業等
- (2) 公社、公団が国又は地方公共団体の施策に基づき行う土地利用事業等
- (3) その他町長が必要と認める土地利用事業等

(確約書)

第6条 事業者は、第4条に掲げる事業を行う場合、その事業の実施に関し、開発に関する確約書(別記様式)を町長に提出しなければならない。ただし、開発行為及び事業活動の内容によっては、確約書の内容を一部変更し、確約することができる。

- 2 事業者は、町長の指示に従って、前項に定める確約書を誠実に実行しなければならない。

第7条 前条の確約書は、町長及び事業者によって協議するものとする。

- 2 協議に際し、双方の合意に達しないときは、町長は、公共の福祉を守るに必要な最小限度において規制を行うことができるものとする。

(着手届及び完了届)

第8条 第4条第2項の規定により届出した事業者が事業に着手するときは、工事着手届(別

記様式)を、事業が完了したときは、工事完了届(別記様式)を遅滞なく町長に提出しなければならない。

(無届けに対する措置)

第9条 条例に基づく届出を行わない事業者については、町道の占用許可及び各種法手続の同意又は協力をしないことができるものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に届出及び手続中の開発行為者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、交付の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

様式 省略